（案）

計　画　書

三ケ島二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第10条に基づき、里山保全地域の区域を次のように変更（指定拡大）する。

名　　称	三ケ島二丁目里山保全地域 （平成28年3月10日指定所沢市告示第94号）
面　　積	約 10.5 ha
区　　域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現　　況	当該区域は、狭山丘陵の北部に位置しており、丘陵地に見られる広い谷あいの地形（谷戸）が形成され、コナラを中心とした雑木林、湿生植物や水生昆虫などが生育・生息する湿地など、里山の自然的景観を有する貴重な自然が残っている。
理　　由	計画区域は、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る地域であるとともに、「所沢市みどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）として設定されている。平成28年3月に三ケ島二丁目里山保全地域に指定し、令和元年10月及び令和5年9月には追加指定により区域の拡大を行なった。また、平成30年度には「トトロの森･葛籠入湿地水源地」の公有地化をおこない、貴重な湿地の保全への取り組みを進めている。 こうした状況を踏まえ、当該区域について一団の緑地としての保全を更に進め、周辺環境の緩衝帯として整備することで、より良好な里山環境を維持するため、三ケ島二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）を行う。
保全に関する基本的な方針	三ケ島二丁目里山保全地域保全管理計画（令和3年3月策定）及びトトロの森・葛籠入湿地水源地管理計画に準じて、自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。 また、市民が里山にふれあう環境を提供するため、散策路や案内看板等の整備、並びに関係する保全団体等との連携を継続しながら里山環境の適正な維持管理を進める。